

会員番号 ar、

※ 添削オプションをご利用の方は、必ず、会員番号を記入してから、スキャンしてください。

〔設問1〕

第一 課題 11) 12) について

1. BはAに対して債務不存在確認訴訟を提起しているところ、これに対してAは、Bに対して損害賠償請求訴訟を提起しようとしている。このとき、民訴法142条(以下法令省略)に規定する重複訴訟の禁止にあたるか否かが問題である。①

2. 142条に規定する要件は、①当事者の同一性、②訴訟物の同一性である。

(1) ①について、BのAに対する訴訟も、AのBに対する訴訟も、その当事者はAとBであることから、要件①は充たされる。

(2) ②について、BのAに対する債務不存在確認訴訟の訴訟物は、AのBに対する不法行為に基づく損害賠償請求のうち、150万円を超える部分である。したがって、AのBに対する損害賠償請求訴訟の訴訟物につき、150万円を超える部分以外の部分については、訴訟物は同一ではない。

そして、150万円を超える部分については、142条の趣旨が、矛盾する判決が生ずることによる混乱^②防止にあることから、~~金銭債務不存在確認訴訟~~に対して、その金銭の額に対してを求むる訴訟を提起した場合には、~~存在~~債務不存在確認訴訟の訴訟の利益は失われることからすると、訴訟物の同一性は認められないと解する。したがって、要件②は充たされない。

3. 以上より、全ての要件は充たされないため、AはBに対して、損害賠償請求訴訟を提起することはできない。③

4. 次に、Aは、CをもBと共同被告として起している。

5. 38条前段には、訴訟の目的である権利または義務が同一の事実上~~または~~法律上の原因に基づいてあることを共同訴訟の要件として規定している。

本問において、AのBに対する、そして、AのCに対する不法行為に基づく損害賠償

注釈の一覧 :H30 民訴法 pdf

ページ:1

番号:1 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 9:44:22
142条の条文から論じて下さい。

番号:2 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 9:46:37
142の趣旨正確ですか?「混乱」とは一般に論じられていない気がします。何か根拠があるなら結構です。

番号:3 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 9:47:05
H16最判をどう考えますか。

債請求権力、ともに、本件事故という同一の事実上の原因に基づいており、ゆえに、Aは、CをBと共同被告とすることが出来る。^①

第二 課題(2) について

1. 第一と同様に、162条に規定する重複訴訟の禁止に反するかが問題となる。

2. 第一で述べた要件~~が~~について検討すると、①についてはともにその当事者はAとBである点の要件を充たす。

②については、AとBに対する損害賠償請求のうち150万円を越える部分以外の部分については訴訟物の重複はないと認められ、かつ、150万円を越える部分については、162条の趣旨から要件②を充たさないと解する。

3. したがって、全ての要件を充たさないので、Aは前法に訴えを提起^②することは出来る。

〔設問2〕

1. Bは、221条1項に基づき、文書の保存者をDとして、文書提出命令を申し立てることを求められる。

2. ^③Dは、これに対して、Aの診療記録は220条4号1、197条12項2号に該当するとして、その文書の提出を拒むことが求められる。

(1) 197条12項2号該当性について、Aの診療記録は、医師が職務上知り得た事実であり、その該当性は認められる。

(2) 220条4号1について、Aの診療記録が「~~無機~~」の義務が免除されているのか記載されている文書に反するかが問題となる。この点、Aは訴訟の当事者であり、A自身は文書提出義務が課せられていることは鑑み、Dは所有するAの診療記録~~は~~提出し、たとえ秘密義務に反しても解する。したがって220条4号1の該当性は認められる。^④

3. よって、DはAの診療記録について文書提出義務がある。

ページ:2

番号:1 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 9:47:30
主観的追加的併合の議論は知りませんでしたか?百選ですので押さえましょう。

番号:2 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 9:48:07
問題意識は、甲地裁と乙地裁の違いです。

番号:3 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 13:35:48
どの部分が規範で、当てはめでしょうか?混在して論じられているので、これでは作文です。

番号:4 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 13:35:16
220IV八では、「免除」が要件となっていますか?条文の指摘を正確に。

[設問3]

第一 主張(ア)について

1. 43条2項、45条1項によれば、補助参加の申立は、控訴の提起を以てして行われることとなる。したがって、主張(ア)は認められない。 

第二 主張(イ)について

1. Bが、8条にいう「~~主たる~~訴訟の結果によって利害関係を有する第三者にあるか否か」が問題となる。

2. ~~主たる~~この結果、~~訴訟の結果によって~~利害関係を有する第三者であるか否かが問題となる。 

本問において、AのCに対する損害賠償請求が認められるとすれば、BはAに対してCと各自損害を賠償すれば足り、~~また~~ BがA額賠償すればCに対して求償しうる関係にある。したがって、訴訟物の前提をなす過失という問題について、Bは利害関係を有するといえる。したがって、Bは、訴訟の結果によって利害関係を有する第三者にある。

3. したがって、Bは補助参加の利害を有するもの、主張(イ)は認められない。

第三 結論

よって、本問における控訴は、棄却である。

↓
上

番号 : 1 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 14:18:52

理解されているのですが、条文の文言は引きたいです。
これでは、条文を指摘しただけの点数しかないと思います。

番号 : 2 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 14:19:59

「結果」の解釈の仕方として利害関係を論じていますが、それは「利害関係」の解釈では？
どの文言との関係で、どのような議論がされているかを再度確認下さい。

番号 : 3 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 14:20:37

AとCの負う債務の関係を考えて下さい。分割債務ではないです。